

平成29年度利用者負担額(1号認定)基準額表

入園児童の属する世帯の階層区分		利用者負担額(月額・円)			
区分	市区町村民税額等	3歳児		4歳以上児	
		1人目	2人目	1人目	2人目
A	生活保護法による保護を受けている世帯(単給世帯を含む。)又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)による支援給付を受けている世帯	0	0	0	0
B	非課税世帯	0	0	0	0
C1	均等割のみ課税の世帯	2,000	0	2,000	0
C2	所得割課税額	11,800円未満			
C3		4,000	2,000	4,000	2,000
D1		6,000	3,000	6,000	3,000
D2		8,000	4,000	8,000	4,000
D3		10,000	5,000	10,000	5,000
D4		12,000	6,000	12,000	6,000
D5		12,000	6,000	12,000	6,000
D6		12,000	6,000	12,000	6,000
D7		14,000	7,000	14,000	7,000
D8		14,000	7,000	14,000	7,000
D9		17,000	8,500	17,000	8,500
D10		17,000	8,500	17,000	8,500
D11		18,000	9,000	18,000	9,000
D12		18,000	9,000	18,000	9,000
D13		19,000	9,500	19,000	9,500
D14		19,000	9,500	19,000	9,500
D15		20,000	10,000	20,000	10,000
D16		20,000	10,000	20,000	10,000
D17		23,000	11,500	23,000	11,500
D18		23,000	11,500	23,000	11,500
D19		23,000	11,500	23,000	11,500
D20		25,000	12,500	23,000	11,500
D21	25,000	12,500	23,000	11,500	
D22	25,000	12,500	23,000	11,500	

1 利用者負担額は児童の当該年度の4月初日の前日時点の年齢によって決定しています。年度途中に入所(園)した場合も同様です。平成29年4月～平成29年8月については平成28年度、平成29年9月～平成30年3月については平成29年度の市区町村民税額等を基に決定します。

2 里親に委託されている児童の利用者負担額は、0円となります。

3 利用者負担額の算定には、配当控除・外国税額控除・住宅借入金等特別控除等の適用はありません。

4 税法上の寡婦(夫)控除が対象にならない非婚の母子(父子)家庭について、申請により寡婦(夫)控除の適用があったものとして税額を算定し、その算定額により利用者負担額を決定しています。

5 同一世帯に、小学校3年生以下(就学前の児童は下に該当する児童)の児童がいる場合、この児童の出生順により、第2子の児童は基準額表の「2人目」の金額となり、第3子以降の児童については、利用者負担額が100%減額されます(これを多子軽減措置といいます)。ただし、C1～D5階層に該当する方で、生計を一にする兄弟等がいる場合は当該兄弟等を年齢制限なく第1子目などとして数えます。

ひとり親世帯等の利用者負担額基準額表

6 ひとり親世帯等で、B～D5階層に該当する方は、右の基準額表が適用され、生計を一にする兄弟等がいる場合は当該兄弟等を年齢制限なく(第1子目などとして)数えます。  
 なお、ひとり親世帯等とは、母子・父子世帯及び在宅障害児(者)のいる世帯のうち身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者、特別児童扶養手当、障害基礎年金等の受給者のいる世帯をいいます。

	3歳児		4歳以上児	
	1人目	2人目	1人目	2人目
B	0	0	0	0
C1	0	0	0	0
C2	1,000	0	1,000	0
C3	1,000	0	1,000	0
D1	2,000	0	2,000	0
D2	2,000	0	2,000	0
D3	3,000	0	3,000	0
D4	3,000	0	3,000	0
D5	3,000	0	3,000	0

7 就学前の兄弟が認可保育所、幼稚園、認定こども園、地域型保育事業、特別支援学校幼稚部、情緒障害児短期治療施設通所部に入所又は児童発達支援、医療型児童発達支援を利用している場合は、多子軽減の算定対象人数に含まれます。申出書に幼稚園等から受けた在園証明書等を添え、施設を管轄する課までご提出ください。申出書は施設を管轄する課にあります。なお、認定こども園と、幼稚園のうち子ども・子育て支援新制度における施設型給付の対象となる園(相模原市内では、相模原みどり幼稚園、相模翠ヶ丘幼稚園、中和田幼稚園、津久井ヶ丘幼稚園、新町幼稚園)については、在園証明書の提出は必要ありません。

8 私学助成を受ける幼稚園の保育料については、園が定める保育料(就園奨励補助金による補助あり)となります。

9 実費徴収分(給食費、バス利用料等)や、その他の必要経費については園で徴収額を決定します。

## 平成29年度利用者負担(2号認定・3号認定)基準額表

階層 区分	定 義	利用者負担額(月額・円)												
		3歳未満児				3歳児				4歳以上児				
		保育短時間		保育標準時間		保育短時間		保育標準時間		保育短時間		保育標準時間		
		1人目	2人目	1人目	2人目	1人目	2人目	1人目	2人目	1人目	2人目	1人目	2人目	
A	生活保護法による保護を受けている世帯(単給世帯を含む。)又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)による支援給付を受けている世帯	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
B	市市民税非課税世帯	3,500	0	3,500	0	2,900	0	2,900	0	2,900	0	2,900	0	
C1	均等割のみ課税	6,200	3,100	6,300	3,150	5,800	2,900	5,800	2,900	5,800	2,900	5,800	2,900	
C2	市区町村 民税所得割の額が右の区分に該当する世帯	11,800円未満	7,500	3,750	7,600	3,800	6,800	3,400	6,900	3,450	6,800	3,400	6,900	3,450
C3		11,800円以上 ~ 48,600円未満	9,100	4,550	9,200	4,600	8,400	4,200	8,500	4,250	8,400	4,200	8,500	4,250
D1		48,600円以上 ~ 52,500円未満	13,200	6,600	13,400	6,700	12,500	6,250	12,700	6,350	12,500	6,250	12,700	6,350
D2		52,500円以上 ~ 55,000円未満	14,500	7,250	14,700	7,350	13,600	6,800	13,800	6,900	13,600	6,800	13,800	6,900
D3		55,000円以上 ~ 57,700円未満	16,100	8,050	16,300	8,150	15,200	7,600	15,400	7,700	15,200	7,600	15,400	7,700
D4		57,700円以上 ~ 64,000円未満	16,100	8,050	16,300	8,150	15,200	7,600	15,400	7,700	15,200	7,600	15,400	7,700
D5		64,000円以上 ~ 77,101円未満	17,700	8,850	18,000	9,000	16,200	8,100	16,400	8,200	16,200	8,100	16,400	8,200
D6		77,101円以上 ~ 79,000円未満	17,700	8,850	18,000	9,000	16,200	8,100	16,400	8,200	16,200	8,100	16,400	8,200
D7		79,000円以上 ~ 86,500円未満	21,000	10,500	21,300	10,650	19,000	9,500	19,300	9,650	19,000	9,500	19,300	9,650
D8		86,500円以上 ~ 97,000円未満	23,200	11,600	23,600	11,800	20,200	10,100	20,500	10,250	20,200	10,100	20,500	10,250
D9		97,000円以上 ~ 109,000円未満	26,100	13,050	26,500	13,250	23,000	11,500	23,300	11,650	23,000	11,500	23,300	11,650
D10		109,000円以上 ~ 124,000円未満	28,700	14,350	29,100	14,550	26,600	13,300	27,000	13,500	26,600	13,300	27,000	13,500
D11		124,000円以上 ~ 139,000円未満	31,500	15,750	32,000	16,000	27,700	13,850	28,100	14,050	27,600	13,800	28,000	14,000
D12		139,000円以上 ~ 154,000円未満	34,400	17,200	34,900	17,450	29,000	14,500	29,500	14,750	27,600	13,800	28,000	14,000
D13	154,000円以上 ~ 169,000円未満	37,400	18,700	38,000	19,000	30,300	15,150	30,800	15,400	27,600	13,800	28,000	14,000	
D14	169,000円以上 ~ 199,000円未満	39,500	19,750	40,100	20,050	30,600	15,300	31,100	15,550	27,600	13,800	28,000	14,000	
D15	199,000円以上 ~ 236,500円未満	42,900	21,450	43,600	21,800	31,400	15,700	31,900	15,950	27,600	13,800	28,000	14,000	
D16	236,500円以上 ~ 260,500円未満	45,500	22,750	46,200	23,100	31,400	15,700	31,900	15,950	27,600	13,800	28,000	14,000	
D17	260,500円以上 ~ 280,200円未満	48,000	24,000	48,800	24,400	31,400	15,700	31,900	15,950	27,600	13,800	28,000	14,000	
D18	280,200円以上 ~ 301,000円未満	49,700	24,850	50,500	25,250	31,400	15,700	31,900	15,950	27,600	13,800	28,000	14,000	
D19	301,000円以上 ~ 339,200円未満	52,300	26,150	53,200	26,600	31,400	15,700	31,900	15,950	27,600	13,800	28,000	14,000	
D20	339,200円以上 ~ 373,000円未満	54,200	27,100	55,100	27,550	31,400	15,700	31,900	15,950	27,600	13,800	28,000	14,000	
D21	373,000円以上 ~ 410,500円未満	55,500	27,750	56,400	28,200	31,400	15,700	31,900	15,950	27,600	13,800	28,000	14,000	
D22	410,500円以上 ~	60,700	30,350	61,700	30,850	31,400	15,700	31,900	15,950	27,600	13,800	28,000	14,000	

- 1 利用者負担額は児童の当該年度の4月初日の前日時点の年齢によって決定しています。年度途中に入所(園)した場合も同様です。平成29年4月～平成29年8月については平成28年度、平成29年9月～平成30年3月については平成29年度の市区町村民税額等を基に決定します。
- 2 里親に委託されている児童の利用者負担額は、0円となります。
- 3 利用者負担額の算定には、配当控除・外国税額控除・住宅借入金等特別控除等の適用はありません。
- 4 税法上の寡婦(夫)控除が対象にならない非婚の母子(父子)家庭について、申請により寡婦(夫)控除の適用があったものとして税額を算定し、その算定額により利用者負担額を決定しています。
- 5 同一世帯に、下に該当する就学前児童がいる場合、この児童の出生順により、第2子の児童は基準額表の「2人目」の金額となり、第3子以降の児童については、利用者負担額が100%減額されます(これを多子軽減措置といいます)。ただし、B～D3階層に該当する方で、生計を一にする兄弟等がいる場合は当該兄弟等を年齢制限なく第1子目などとして数えます。

就学前の兄弟が認可保育所、幼稚園、認定こども園、地域型保育事業、特別支援学校幼稚部、情緒障害児短期治療施設通所部に入所又は児童発達支援、医療型児童発達支援を利用している場合は、多子軽減の算定対象人数に含まれます。  
 当該兄弟が、幼稚園のうち子ども・子育て支援新制度における施設型給付の対象園を除いた園(相模原市内では、相模原みどり幼稚園、相模翠ヶ丘幼稚園、中和田幼稚園、津久井ヶ丘幼稚園、新町幼稚園、城山幼稚園、ふじの幼稚園以外の園)、特別支援学校幼稚部、情緒障害児短期治療施設通所部に入所又は児童発達支援、医療型児童発達支援を利用している場合は、申出書に幼稚園等から受けた在園証明書等を添え、施設を管轄する課までご提出ください。申出書は施設を管轄する課にあります。

### ひとり親世帯等の階層基準額表

6 ひとり親世帯等で、B～D5階層に該当する方は、右の基準額表が適用され、生計を一にする兄弟等がいる場合は当該兄弟等を年齢制限なく第1子目などとして数えます。  
 なお、ひとり親世帯等とは、母子・父子世帯及び在宅障害児(者)のいる世帯のうち身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者、特別児童扶養手当、障害基礎年金等の受給者のいる世帯をいいます。

	3歳未満児				3歳児				4歳以上児			
	保育短時間		保育標準時間		保育短時間		保育標準時間		保育短時間		保育標準時間	
	1人目	2人目	1人目	2人目	1人目	2人目	1人目	2人目	1人目	2人目	1人目	2人目
B	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
C1	2,900	0	2,900	0	2,100	0	2,100	0	2,100	0	2,100	0
C2	3,500	0	3,500	0	2,500	0	2,500	0	2,500	0	2,500	0
C3	4,200	0	4,200	0	3,000	0	3,000	0	3,000	0	3,000	0
D1	4,500	0	4,500	0	3,100	0	3,100	0	3,100	0	3,100	0
D2	4,500	0	4,500	0	3,100	0	3,100	0	3,100	0	3,100	0
D3	4,900	0	4,900	0	3,500	0	3,500	0	3,500	0	3,500	0
D4	4,900	0	4,900	0	3,500	0	3,500	0	3,500	0	3,500	0
D5	5,400	0	5,400	0	3,700	0	3,700	0	3,700	0	3,700	0